

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

奈良県人事委員会規則第八号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三万七千五百円」を「四万五千七百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条関係）

自動車の片道の使用距離	支給額
四キロメートル未満	三千百円
四キロメートル以上六キロメートル未満	四千九百円
六キロメートル以上八キロメートル未満	五千五百円
八キロメートル以上十キロメートル未満	六千五百円
十キロメートル以上十二キロメートル未満	七千五百円
十二キロメートル以上十四キロメートル未満	八千五百円
十四キロメートル以上十六キロメートル未満	九千六百円
十六キロメートル以上十八キロメートル未満	一万八百円

（次頁に続く。）

十八キロメートル以上二十キロメートル未満	一万二千円
二十キロメートル以上二十二キロメートル未満	一万三千二百円
二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満	一万四千三百円
二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満	一万五千四百円
二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満	一万六千五百円
二十八キロメートル以上三十キロメートル未満	一万七千六百円
三十キロメートル以上三十二キロメートル未満	一万八千八百円
三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満	二万円
三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満	二万二千二百円
三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満	二万二千四百円
三十八キロメートル以上四十キロメートル未満	二万三千六百円
四十キロメートル以上四十二キロメートル未満	二万五千円
四十二キロメートル以上四十四キロメートル未満	二万六千四百円
四十四キロメートル以上四十六キロメートル未満	二万七千八百円

(次頁に続く。)

四十六キロメートル以上四十八キロメートル未満	二万九千二百円
四十八キロメートル以上五十キロメートル未満	三万六百円
五十キロメートル以上五十二キロメートル未満	三万二千円
五十二キロメートル以上五十四キロメートル未満	三万三千百円
五十四キロメートル以上五十六キロメートル未満	三万四千二百円
五十六キロメートル以上五十八キロメートル未満	三万五千三百円
五十八キロメートル以上六十キロメートル未満	三万六千四百円
六十キロメートル以上六十二キロメートル未満	三万七千五百円
六十二キロメートル以上六十四キロメートル未満	三万九千百円
六十四キロメートル以上六十六キロメートル未満	四万七百円
六十六キロメートル以上六十八キロメートル未満	四万三千九百円
六十八キロメートル以上七十キロメートル未満	四万五千七百円
七十キロメートル以上	

第二条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条中「四万五千七百円」を「六万五千五百円」に改める。

第九条の二第三項中「三千円」を「五千円」に、「料金の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「料金に相当する額」に改める。

別表第一中

七十キロメートル以上	四万五千七百円
------------	---------

「

を

七十キロメートル以上七十二キロメートル未満	四万五千七百円
七十二キロメートル以上七十四キロメートル未満	四万六千七百円
七十四キロメートル以上七十六キロメートル未満	四万七千七百円
七十六キロメートル以上七十八キロメートル未満	四万八千七百円
七十八キロメートル以上八十キロメートル未満	四万九千七百円
八十キロメートル以上八十二キロメートル未満	五万七百円
八十二キロメートル以上八十四キロメートル未満	五万三千七百円
八十四キロメートル以上八十六キロメートル未満	五万二千二百円
八十六キロメートル以上八十八キロメートル未満	五万五千二百円

（次頁に続く。）

に改め

八十八キロメートル以上九十キロメートル未満	五万六千七百円
九十キロメートル以上九十二キロメートル未満	五万八千二百円
九十二キロメートル以上九十四キロメートル未満	五万九千七百円
九十四キロメートル以上九十六キロメートル未満	六万五千二百円
九十六キロメートル以上九十八キロメートル未満	六万二千七百円
九十八キロメートル以上百キロメートル未満	六万四千二百円
百キロメートル以上	六万五千五百円

る。

附 則

(施行期日等)

- この規則中第一条の規定は令和七年十二月二十五日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。